

業務委託契約に係る公募について（公告）

次のとおり受託者を公募します。

令和8年3月3日

香川県知事 池田 豊人

1 公募に付する事項

- (1) 委託業務名 令和8年度香川県動物管理指導所特殊設備保守点検業務
- (2) 委託期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- (3) 委託業務の概要

香川県動物管理指導所に設置する(株)不二越製特殊設備一式の保守点検業務

1) 保守点検の対象

- ① 収容設備
 - ・ 各種フェンス、ケージ等
- ② 処分設備
 - ・ 成犬用処分機、簡易処分機、テーブルリフター等
- ③ 焼却設備
 - ・ 焼却炉、各種バーナー、給排気ファン等
- ④ 脱臭設備
 - ・ 脱臭装置、給排気ダクト等
- ⑤ 炭酸ガス供給設備
 - ・ 炭酸ガスボンベ集合装置、炭酸ガスバッカータンク等

2) 保守点検の内容

- ① 通常点検 4回（6月・8月・11月・2月）
 - ・ 各種設備の変形、破損の有無確認等
 - ・ 各種設備の動作確認等
 - ・ 各種設備の機器調整
- ② 地下タンクリーク検査 1回（8月）
 - ・ 配管部、気相部、液相部のリークテスト等
- ③ 炭酸ガス供給設備点検 1回（11月）
 - ・ 安全弁作動検査
 - ・ 気密試験
- ④ 電気設備保守点検 1回（2月）
 - ・ 各種設備の絶縁抵抗測定等

3) その他

- ・ 保守点検完了後、保守点検結果報告書（報告書項目は別途協議）を提出すること。
- ・ 故障、誤作動、機器不調等緊急時には、担当課の指示により緊急（応急）点検、修繕を行うこと。
- ・ 保守点検時、必要に応じ機器が正常かつ良好な状態を保てるようするための部品交換等を行うこと。一定金額（別途協議）以下の交換部品代は点検業者側の負担とする。

2 応募資格

次に掲げる要件を満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (4) 香川県の県税に滞納がない者
- (5) 技術及び設備を有し、当該特殊設備と同等の（株）不二越製特殊設備において、当該業務の種類及び規模をほぼ同じくする業務を行った実績がある者

3 応募方法

応募意思表明書（様式任意）及び応募資格要件に適合することを証明する書類を下記7の応募先まで提出してください。

(1) 提出書類

- ① 応募意思表明書（様式任意）
- ② 上記2（5）の要件に適合することを証明する書類（契約書及び業務実績報告書の写し）
- ③ 香川県税の納税証明書（未納がない旨の証明）

ただし、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）第180条第2項の規定に基づく物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に登録されている者及び県税の納税義務がない者（任意団体など）は提出不要です。

(2) 提出方法

- ・①②については、持参、郵送又は電子メールにより提出してください。なお、電子メールで提出する場合は、PDF形式に限ります。
- ・③については、持参又は郵送により提出してください。

(3) 受付期間・受付時間

【持参の場合】

（受付期間） 令和8年3月3日（火）から令和8年3月13日（金）まで
（土・日曜日、祝日を除く。）

（受付時間） 8：30～12：00、13：00～17：15

【郵送又は電子メールの場合】

（受付期間） 令和8年3月3日（火）から令和8年3月13日（金）17：15まで

4 契約の方法

- (1) 応募意思表明書を提出した者が1者の場合は、予定価格の制限の範囲内で、単独随意契約の方法により契約を締結します。
- (2) 応募意思表明書を提出した者が2者以上ある場合は、後日、県より提示する業務仕様書の詳細を参考に保守点検計画書の案を提出していただき、保守点検計画書により県が受託可能であると判断した応募者の中から競争見積りの方法により予定価格の制限の範囲内で契約相手を選定の上、契約を締結します。

5 契約書作成の要否
要します。

6 電子契約の可否

(1) 可とします。

※電子契約（契約書を電子ファイルで作成し、双方の押印に代わり、電子契約サービスによる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）を行う場合は、県が指定した電子契約サービスを利用します。ご利用にあたっては、インターネット環境と、契約締結に利用するメールアドレスを用意していただく必要があります。

(2) 電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札時又は見積書提出時に電子入札システム又は電子メールにより提出してください。

(3) 電子契約においては、タイムスタンプが付与された日が契約締結日となります。

7 応募・照会先

〒760-8570 香川県高松市番町4-1-10

香川県健康福祉部生活衛生課 総務・乳肉衛生・動物愛護グループ 担当者：武智

TEL：087-832-3179

FAX：087-862-3606

E-mail：eisei@pref.kagawa.lg.jp

8 その他

この業務は、その契約に係る予算が議会で可決され、令和8年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに効力が生じるものとします。